

議案第12号

道の駅たかねざわ元気あっぷむらの設置及び管理に関する条例の一部改正について

道の駅たかねざわ元気あっぷむらの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和7年2月28日

高根沢町長 加藤公博

道の駅たかねざわ元気あっぷむらの設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 概要

道の駅たかねざわ 元気あっぷむらの運営形態変更に伴い、所要の改正をするものです。

2 改正内容

(1) 柔軟な施設運営に向けた対応（第6条及び改正前の別表第2）

施設の開業時間及び休業日は、町規則で定めるものとします。

(2) 利用許可に係る改正（第7条）

テナントの来店客は、利用許可を要しないものとします。また、「占用的利用」の用語を「テナント利用」に改めます。

(3) 施設構成の整理（別表第1）

ア 現在の高根沢ジェラートを販売している施設を、食のゾーンの「屋外売店」として規定します。

イ 「食のゾーンレストラン内食材加工実習室」を別表から削ります。

ウ 「親水公園」については、グランピング施設と包括的な利用とし、施設用途を「体験交流型宿泊施設」に集約・統合します。

(4) 利用料金の上限額の見直し（改正後の別表第2）

テナント貸しに係る利用料金の上限額（月額）を改定し、又は新たに定めます。

(5) その他（第11条及び第16条）

(1) 及び (4) の改正に伴う文言の整理を行います。

3 施行日

令和7（2025）年4月1日

道の駅たかねざわ 元気あっぷむら ゾーン図



道の駅たかねざわ元気あっぷむらの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

道の駅たかねざわ元気あっぷむらの設置及び管理に関する条例（令和元年高根沢町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(開業時間及び休業日)</p> <p>第6条 施設の開業時間及び休業日は、<u>町規則</u>で定める。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 施設を利用しようとする者 <u>(テナント利用に係る許可を受けた者の管理下において、当該許可を受けた施設を利用しようとする者を除く。)</u> は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 施設の<u>テナント利用</u>に係る許可期間は、<u>5年以内</u>とする。ただし、当該許可期間は、更新することができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第11条 利用者は、<u>別表第2</u>に定める金額の範囲内で指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて定めた利用料金を納付しなければならない。</p> <p>(指定管理者の適用)</p>	<p>(開業時間及び休業日)</p> <p>第6条 施設の開業時間及び休業日は、<u>別表第2</u>に定めるとおりとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、施設の全部若しくは一部について開業時間を変更し、又は臨時に休業とすることができる。</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 施設を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 施設の<u>占用的利用</u>に係る許可期間は<u>5年以内</u>とする。ただし、当該許可期間は、更新することができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第11条 利用者は、<u>別表第3</u>に定める金額の範囲内で指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて定めた利用料金を納付しなければならない。</p> <p>(指定管理者の適用)</p>

第16条 第5条の規定に基づき、指定管理者に道の駅の管理を行わせる場合にあつては、第7条、第8条、第9条第1項及び第12条中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「町」とあるのは「町及び指定管理者」と読み替えるものとする。

別表第1（第3条関係）

道の駅たかねざわ元気あっぷむらの施設

区分	用途	施設
(略)	(略)	(略)
食のゾーン	産地形成促進施設	(略)
		温室
		屋外売店
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	体験学習施設	調理室
(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)
池のゾーン	体験交流型宿泊施設	親水公園
		多目的展望台
		グランピングパントリー棟

第16条 第5条の規定に基づき、指定管理者に道の駅の管理を行わせる場合にあつては、第6条第2項中「町長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を受けて」と、第7条、第8条、第9条第1項及び第12条中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「町」とあるのは「町及び指定管理者」と読み替えるものとする。

別表第1（第3条関係）

道の駅たかねざわ元気あっぷむらの施設

区分	用途	施設	
(略)	(略)	(略)	
食のゾーン	産地形成促進施設	(略)	
		温室	
		(略)	
	(略)	(略)	
	体験学習施設	食のゾーンレストラン内食材加工実習室	調理室
			(略)
(略)			
(略)	(略)	(略)	
池のゾーン	都市農村交流施設	親水公園	
	体験交流型宿泊施設	多目的展望台	
		グランピングパントリー棟	

		グランピングレンタル棟			グランピングレンタル棟
		トレーラーハウスグランピング棟			トレーラーハウスグランピング棟
		グランピングトイレ棟			グランピングトイレ棟
	(略)			(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太線で囲まれた部分である。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、同表を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

道の駅たかねざわ元気あっぷむら利用料金

区分	施設		利用料金の上限額	備考	
温泉ゾーン	温泉	テナント利用の場合	1月につき 4,400,000円	附帯する土地及び設備を含む。	
		テナント利用がなされていない場合	一般		1人につき 1,000円
			小学生以下		1人につき 500円
	多目的ホール	全室	1時間につき 8,000円		
		3分の1	1時間につき 3,000円		
	研修室	中研修室	1室1時間につき 2,000円	3室	
		小研修室	1室1時間につき 1,500円	4室	

				円		
	大広間			1月につき 700,000円		
	温泉ゾーンレストラン			1月につき 300,000円		
	温泉ゾーン売店			1月につき 200,000円		
	温泉ゾーン宿泊棟	テナント利用の場合		1月 400,000円	全11部屋（附帯する土地及び設備を含む。）の包括的利用とする。	
		テナント利用が なされていない 場合	室料	1棟1泊 20,000円	11部屋	
			利用料	一般	1人1泊につき 4,000円	
				中学生以下	1人1泊につき 2,800円	
食のゾーン	農産物直売機能付き売店			1月につき 700,000円		
	温室			1月につき 200,000円		
	屋外売店			1月につき 200,000円		
	農産物加工施設			1月につき 70,000円		
	食のゾーンレストラン			1月につき 300,000円		
	調理室			1月につき 70,000円		
	工作室			1月につき 70,000円		
	炭焼き窯	機械式			1月につき 70,000円	
		ドラム缶式			1月につき 3,000円	
	多目的広場				土地1平方メートルにつき	

				日額 100円		
	トレーラーハウスミニレストラン			1月につき 200,000円		
池のゾーン	トレーラーハウスグ ランピング棟	テナント利用の場合		1月につき 700,000円	全15棟並びに親水公園、多目的展望台、グランピングパントリー棟、グランピングレンタル棟及びグランピングトイレ棟（これらの施設に附帯する土地及び設備を含む。）の包括的利用とする。	
		テナント利用が なされていない 場合	定員6名棟	1棟1泊につき 90,000円		5棟
			定員5名棟	1棟1泊につき 75,000円		3棟
			定員4名棟	1棟1泊につき 60,000円		7棟
森のゾーン	土地		土地1平方メートルにつき 日額 100円			
道路休憩ゾーン	電気自動車用急速充電施設			1回30分につき 600円		
	交流型フリースペース			建物1平方メートルにつき 日額 200円		

	道路休憩ゾーン売店	1月につき 80,000円	
上記各ゾーン内その他	土地	土地1平方メートルにつき 日額 100円	
	建物	建物1平方メートルにつき 日額 200円	

備考

- 1 別表第1に規定する施設のうち、非収益施設については本表に掲載していない。
- 2 金額は税込とする。
- 3 利用料金のうち、利用者が新たに月額設定の施設を利用した場合において、その月の利用期間が1月未満のときは、日割り計算とし、計算された利用料金の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。